

貯蓄預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	貯蓄預金
販売対象	・個人のみ
期間	・期間の定めはありません
預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・随時預入です ・1 円以上です ・1 円単位です
払戻方法	・随時払戻しできます
利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	・変動金利です ・10 万円未満、10 万円以上 50 万円未満、50 万円以上 300 万円未満、300 万円以上 1,000 万円未満、1,000 万円以上の 5 段階の金利階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します ・年 2 回(3 月、9 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税金	・利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります
手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます
中途解約時の取扱
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・「総合口座」の取扱いはできません ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

(1/1)

預-3